

[事案 2020-297] 新契約無効請求

・令和3年9月10日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成26年11月に契約した終身保険について、以下の理由により、契約を無効としてほしい。

- (1) 契約時に募集人から、契約後に「保険を変えられる」（契約内容を変更することができる）との誤った説明を受けた。
- (2) 募集人からクーリング・オフの説明を受けていない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人が、「保険を変えられる」と説明した事実はない。
- (2) 申込書に契約内容が記載されている上、申立人は、設計書、注意喚起情報を受領し、重要事項説明を受け、契約内容を確認・了知したことを証する受領欄に押印をしている。また、意向確認書にて、商品が自己の意向に合致していることについて確認している。
- (3) 申立人は、契約直後に、当社に対して複数回、保障内容等の問い合わせをしており、当社からは、契約後、保険証券や「ご契約内容のお知らせ」を送付しているが、令和元年7月まで契約が意向に沿っていないとの申出はなかった。
- (4) 募集人は、クーリング・オフ制度について、注意喚起情報の一部として説明している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約申込当時の状況と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。